

## 平成 27 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。

「償却資産に対する固定資産税」及び「ゴルフ場利用税」については、指定都市市長会の主張していた現行制度が堅持されました。関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

「地方法人税（法人住民税一部国税化）の撤廃及び法人住民税への復元」、「法人実効税率の引下げに伴う法人住民税収の確保」については、指定都市市長会の要望が実現せず、大変残念です。特に、地方法人税のような地方間の税収の再配分となる制度は、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元することを求めます。

人口減少・超高齢化という困難な課題に立ち向かい、元気で豊かな地方を創生するためには、国をあげて地方の活性化に取り組んでいかねばなりません。

全国の 20 指定都市は、他の自治体と連携しながら、指定都市に期待されている役割を果たし、圏域の更なる活性化と日本の社会・経済の成長に貢献してまいります。

国においては、必要な地方の税財源を確保するとともに、都市税源の充実を図り、大都市の実態に応じた税財政制度を確立していただくよう、引き続き強く要望いたします。

平成 26 年 12 月 30 日  
指定都市市長会会長  
林 文子